

# 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度 申請受付要項（第2次募集）

『カラオケ設備を使用する店舗』  
『接待を伴う営業を行う店舗』 を認証の対象に追加しました！

## 趣旨

新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる施設を県が認証し公表することにより、感染に対する県民の不安感を解消し、経済活動の回復に繋げることを目的とします。

## 申請方法

【受付期間】 令和3年11月10日（水）から同年12月20日（月）まで

### 【受付方法】

#### 1 申請書類の提出

##### （1）郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送してください。※12月20日（月）当日消印有効

**<宛先> 〒930-8501 （住所記載不要）**

**富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局 宛**

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側で負担願います。

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

※申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねます。

※県は、申請書類の未到達に係る一切の責任は負いません。

##### （2）電子申請の場合

富山県電子申請サービス (<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>) から申請してください。（11月10日（水）から12月20日（月）23時59分まで）

※富山県電子申請サービスを初めて利用される方は、申請の前に利用者登録が必要です。

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・事務局ホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。**

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局

ホームページ：<https://toyama-ninsho.jp>

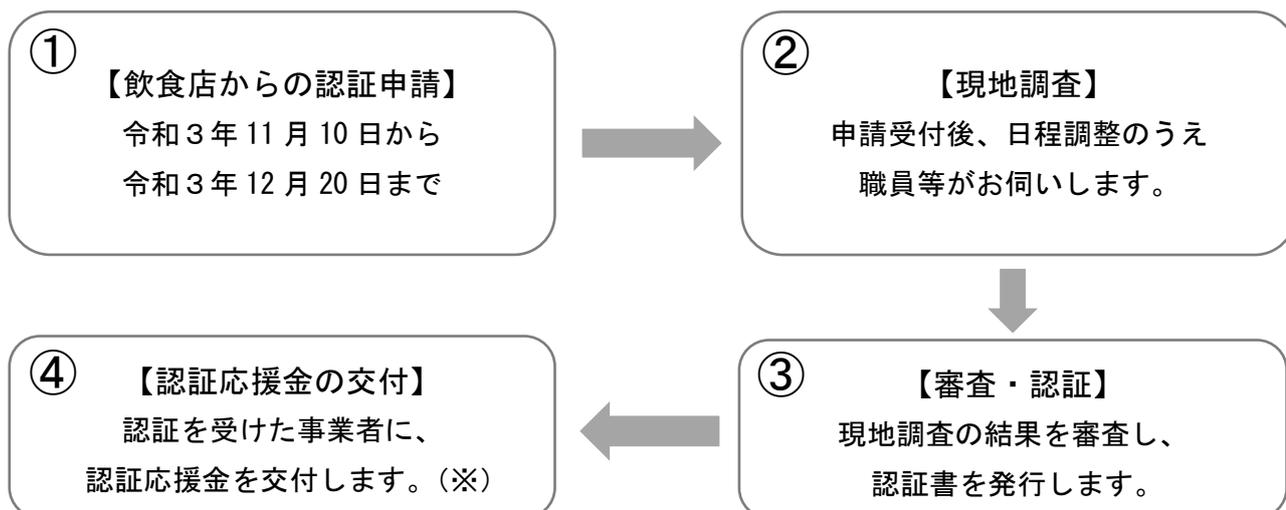
富山県 飲食店認証 🔍

電話番号：076-444-5311

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）



## 認証の流れ



※認証応援金の交付は新規認証店舗のみです。

## 認証の対象

1 食品衛生法に基づく営業許可を受けた飲食店及び喫茶店であること。ただし、下記施設は対象外となります。

[対象外の施設]

- ・ 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門の店舗
- ・ ケータリングなどのデリバリー（宅配）専門の店舗
- ・ キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・ 風営法第2条第1項に規定する特定遊興飲食店営業 等

2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※これまで対象外としていた、カラオケ設備を使用する店舗及び接待を伴う営業を行う店舗について今回から認証の対象となります。

既に認証を受けられた店舗であっても、カラオケ設備の使用や接待を伴う営業を行う場合は今回（第2次募集）の申請を行ってください。現地調査のあと、新たなステッカーと認証書（認証番号）を交付します。ただし、認証応援金の交付はありません。

※詳細は、事務局ホームページ (<https://toyama-ninsho.jp>) 掲載の「富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度に関するFAQ」のQ1をご確認ください。

## 認証基準の主な項目（国が求める認証の必須項目）

- ・ 全ての座席について、パーティション（アクリル板等）の設置、または、座席の配置間隔を1m以上確保
- ・ 手指消毒設備の設置、手指消毒実施の要請
- ・ 「食事中以外のマスクの着用」「咳エチケットの徹底」を促す掲示
- ・ 換気設備による必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>を確保するか、窓の開放による十分な換気（1時間あたりの換気回数2回以上）の徹底を行う（特定建築物の場合は、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすこと）

※ その他の認証基準の項目は、本申請要項の「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」をご確認ください。

## 認証応援金の交付

### 1 交付対象

令和3年度においては、富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を受けた店舗を営業者とする事業者は、1店舗あたり10万円を交付します。

ただし、認証の廃止や取消し後に、同一店舗において再申請を行い、再度認証を受けた場合は交付の対象外です。また、既に認証を取得し、応援金の交付を受けた店舗で、改めて第2次募集に申請される店舗は対象外です。

### 2 認証応援金の返金

認証応援金の受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（認証応援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

## その他

1 認証制度の詳細については、事務局ホームページ (<https://toyama-ninsho.jp>) 掲載の「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領」をご確認ください。

2 Go To Eat キャンペーン TOYAMA について

Go To Eat の食事券が使える加盟飲食店は、本認証を取得することが要件です。まだ、認証を取得していない場合、速やかに申請してください。

**認証応援金を装った詐欺にご注意ください！**

- 県が、認証応援金の支給のために現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

# 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度（第2次募集）に関するFAQ

令和3年11月10日現在

## 【対象店舗について】

### Q1. どのような飲食店が対象になりますか？

(1) 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、食品衛生法に基づく営業許可を受けた店舗（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けた者又は改正後の食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けた者）が対象です。ただし、下記施設は対象外となります。

#### 【対象外の店舗】

- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り（テイクアウト）専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー（宅配）専門の店舗
- ・キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- ・宿泊施設の中の各客室で宿泊者に食事を提供する場合は当該客室
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

※これまで対象外としていた、カラオケ設備を使用する店舗及び接待を伴う営業を行う店舗については第2次募集から認証の対象となります。

(2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## 【申請について】

### Q 2. どのように申請したらよいですか？

事務局ホームページに掲載されている申請書に必要事項を記入し下記の提出先へ郵送（特定記録郵便等）で提出いただくか、または、下記URLより電子申請をしてください。

（提出先）

郵送：〒930-8501 （住所記載不要）

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度事務局 宛

電子申請：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

### Q 3. 申請に費用はかかりますか？

本制度の申請及び認証について、費用はかかりません。

### Q 4. 申請書はどこでもらえますか？

事務局ホームページから申請書の様式をダウンロードしてください。

また、県厚生センター及び支所や対象地域の市町村役場、商工会議所、商工会に設置する予定としております

### Q 5. 複数の店舗を営営していますが、申請書は一つでよいですか？

申請書は一つでよいですが、本制度は店舗ごとに認証するものですので、様式第3号「富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」は店舗ごと別々に作成してください。

### Q 6. 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいですか？

飲食店又は喫茶店営業許可証の交付の数により判断します。

### Q 7. 申請は店長や支配人の名義で行えばよいですか？

申請は、飲食店の営業許可証に記載されている営業者の名義で行ってください。

**Q 8. 申請には営業許可証の写しが必要となっていますが、営業許可証を紛失してしまいました。どうすれば良いですか。**

営業許可証は、施設の所在地を所管する県厚生センター及び支所や富山市保健所で営業許可の証明書の発行が可能です。詳しくは、県厚生センター及び支所や富山市保健所へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の対応のため、県厚生センター及び支所や富山市保健所が行っている飲食店や旅館・ホテルの営業許可等の業務に影響が出ています。手続きやお問い合わせへの回答に、通常より時間を要することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### **【認証について】**

**Q 9. 基準において実施できない項目がありますが、認証を受けられますか？**

認証基準における全ての項目を実施していることが認証の条件となります。

**Q10. 認証に向けて対策をとろうと思いますが、取り組むべき対策の内容は今後も変わりませんか？**

認証基準は、現在の新型コロナウイルスの性質や流行状況等を踏まえて作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。

**Q11. 認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどうなりますか？**

認証基準の変更・追加がある場合は、その内容は、新型コロナウイルスの性質の変化や流行状況等に応じたものとなります。現時点では対応は未定ですが、感染防止という観点から、既に取得した認証を維持するには、変更・追加された認証基準に適合するよう、取り組んでいただくことが必要と考えられます。（一定の猶予期間が設けられることもあります）。

**Q12. 現地調査はいつ実施されますか？**

申請いただいた後、認証制度事務局から連絡があります。電話で日程を調整したうえで、現地調査を実施します。

※日程調整は事務局、または、現地調査員が直接電話で連絡をします。電話番号は、コールセンターの番号と異なる場合があります。

※申請時の現地調査の日時は、必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。ただし、認証後に行う立入検査は、事前連絡なしで行うことがあります。また、再度現地調査が必要な場合は、申請状況により再調査まで時間を要することがあります。

**Q13. 認証書、認証ステッカーを紛失、破損してしまった場合、再交付できるのでしょうか？**

再交付が必要な場合は、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領第10条に基づき、再交付の申請をしていただく必要があります。事務局ホームページに掲載されている「再交付申請書」を郵送または電子申請をしてください。

**Q14. 認証取得後も、認証基準を満たしているかを確認するために職員等が来ることはありますか？**

感染症予防対策が実施されていない疑いがある場合や特定の地域で流行が認められる場合等、必要に応じて感染症予防対策の実施状況の確認に伺う場合があります。

**Q15. 認証が取り消しになるケースはありますか？**

認証施設が認証の要件（認証基準等）を満たさなくなった場合、職員等が行う感染症予防対策の実施状況の立入検査等を正当な理由無く拒んだ場合や感染症予防対策に係る指導に従わない場合等には認証が取り消されることがあります。

**Q16. 認証を受けた店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか？**

県厚生センター及び支所や富山市保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗において感染拡大防止策を講じるとともに、感染の可能性がある営業日など感染拡大防止のための情報を公表してください。

**Q17. 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか？**

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領第14条に基づき、認証の廃止を申し出ていただく必要があります。事務局ホームページに掲載されている「廃止届」を郵送していただくか電子申請をしてください。

## 【入店時等に関する基準】

### Q18. 感染予防のための店舗入口での手指消毒に、消毒用アルコールではなく次亜塩素酸水を使用してもいいですか？

新型コロナウイルス感染症感染予防のための手指消毒の方法は、厚生労働省 HP、経済産業省 HP に基づき、水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄又はアルコール消毒液による消毒としてください。

リンク：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)



新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku\\_jokin.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf)



### Q19. 入店時の体調確認について、店舗入口の掲示で発熱がある方については入店を断っていますが、体温計による体温測定は必須ですか？

体温計による体温測定については、行うことが望ましいとしています。入口に設置し、入店者が顔をかざすと体温が表示される非接触型の体温測定器などもありますので、導入をご検討ください。

### Q20. マスクではなく、マウスシールドやフェイスシールドを着用して来店したお客様へは、どのように対応したらよいのでしょうか？

マウスシールドやフェイスシールドは、自分の飛沫が相手の顔などに付着するのを防ぐ効果は多少ありますが、飛沫が飛ばないようにする効果そのものは限定的です。

店舗入口で利用者への掲示を行い、正当な理由なくマスクを着用していない方については声がけして入店をお断りするか、マスクの配布・販売を行い、マスクの着用を促してください。

リンク：分科会から政府への提言（新型コロナウイルス感染症対策分科会、令和2年10月23日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000687179.pdf>



### Q21. 手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものを作っていましたか？

事務局ホームページに啓発チラシを掲載しています。こちらの啓発チラシを店内に掲示していただくことで、認証チェックシート（様式第3号）内にある、掲示が必要なチェック項目を満たすことができます。

## 【客席の利用に関する基準】

### Q22. 同一グループとは何ですか？

家族や職場の同僚など、一緒に食事をする集団をいいます。

### Q23. 「同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル間は、対人距離が1 m以上確保できるよう配置している。」とは、どういうことですか？

別のグループが使用している各々の客席について、座席と座席との間隔を1 m以上確保することが必要ということを示します。

### Q24. テーブル間の配置や同一テーブルでの配置は、具体的にどのような対策をすればよいですか

飛沫や接触感染のリスクを低減させるための対策です。間隔を空けていただくか、アクリル板等を設置していただくか、どちらかの対策を実施してください。状況に応じて、両方の対策を併せて実施していただくことも可能ですので、別紙の具体例（「テーブル・座席の配置のポイント」）を参考にしてください。

### Q25. パーティションの材質に制限はありますか？

パーティションは、飛沫感染対策として設置を求めています。材質に特別な制限はありませんが、最低限、飛沫を拡散させないための一定の強度、付着した飛沫の定期的な清掃・消毒に耐えられる材質が必要です。

### Q26. パーティションの下部がテーブルと密接していないといけないのでしょうか？

パーティションの構造上の問題もありますので、5 cm程度の隙間であれば差し支えありません。

### Q27. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間のパーティションは、背中合わせの場合でも必要ですか？

「背中合わせで座る」場合であっても、座席と座席の間について1 m以上の間隔又はパーティションの設置が必要です。

## Q28. パーティションは家族の場合も必要ですか？

少人数の家族や、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が一つのテーブルやカウンターにおいて、対面又は隣席での着座を希望する場合には、パーティションの設置は不要です。

### 【施設設備の管理に関する基準】

## Q29. 特定建築物とは何ですか？

商業店舗や映画館、旅館・ホテル等のうち、建築物衛生法で定める用途に使用される延べ面積が、3000平方メートル以上の建築物等が該当します。

例えば、商業モールのテナント店舗では、1店舗あたりの面積は小さくても、建築物全体として建築物衛生法の規制を受ける場合は、対象施設となります。建築物衛生法の規制を受けるか及び同法基準を満たしているかは、まず建築物全体の管理者等に確認してください。

## Q30. 機械換気で必要換気量が不足していることが分かりました。どうしたら良いでしょうか？

以下の措置を実施してください。

- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- ・ 機械換気に加え、一方向の窓又はドアを常時一部開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

なお、新型コロナウイルスについては短時間で感染している事例も報告されていることから、二方向の窓又はドアを30分間に1回以上5分間程度全開するよりも、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する措置がより推奨されています。

また、サーキュレーターや冷暖房設備（エアコン）を併用し、空気の流れを作ることや、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行うことも推奨されています。空気清浄機を併用する場合は、HEPAフィルターによるろ過式の製品とし、かつ、風量が5m<sup>3</sup>/min程度以上のものを使用してください。また、人の居場所から10m<sup>2</sup>（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置し、空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させることに御留意ください。

リンク：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>



冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15102.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)



## 【認証応援金について】

### Q31. 認証応援金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店の認証を受けた店舗を営んでいる事業者です。  
なお、対象店舗を営んでいる事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

### Q32. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた認証応援金が支給されるか？

富山県内にあれば、富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店の認証を受けた店舗数に応じて、認証応援金を支給します。

### Q33. 富山県内で複数の店舗を営む事業者は、全店舗が認証を受けなければ認証応援金はもらえないのか？

富山県内の全ての店舗が認証を受けることを認証応援金の交付要件としていません。店舗ごとに認証応援金の交付対象であるか、判断します。

一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り認証の取得へのご協力をお願いします。

### Q34. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は認証応援金支給の対象となるか？

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度の対象となる店舗を営む者であって、当該店舗が認証を受けた場合であれば対象となります。

### Q35. いわゆる大企業も認証応援金支給の対象となるか？

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度の対象となる店舗を営む者であって、当該店舗が認証を受けた場合であれば対象となります。

**Q36. 認証の廃止や取消後、再申請を行い、再度認証を受けた場合は認証応援金の支給対象になりますか？**

同一の店舗が再申請を行い、再度認証を受けた場合は、認証応援金の対象になりません。

**【Go To Eat キャンペーン TOYAMA について】**

**Q37. Go To Eat キャンペーン TOYAMA との関係はどうなりますか？**

Go To Eat の食事券が使える加盟飲食店は本認証を取得することが要件です。まだ、認証を取得していない場合、速やかに申請してください。

**【第2次申請について】**

**Q38. 既に認証を受けましたが、カラオケ設備を使用したり、接待を伴う営業を行う場合には再度申請しなくてはいけませんか？**

これまでの認証基準ではカラオケ設備の使用や接待を伴う営業の場合、対象外でした。今回の認証基準ではカラオケ設備を使用する場合と、接待を伴う営業を行う場合の項目を追加しました。既に認証を受けていても、カラオケ設備を使用したり、接待を伴う営業を行う場合、改めて申請を行ってください。

現地調査のあと、今回の基準を満たした店舗に新たなステッカーと認証書（認証番号）を交付します。なお、既に応援金の交付を受けた店舗には第2次募集では応援金は支払われません。



# 富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証 申請書類チェックリスト

本チェックリストにて書類がそろっているか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。

下記の□の中にチェック☑を入れてください。

## 全ての認証申請店舗が要提出です！

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	<b>1 様式1 認証申請書</b> ※飲食店の営業許可証に記載されている営業者の名義で申請を行ってください
<input type="checkbox"/>	<b>2 様式2 誓約書</b>
<input type="checkbox"/>	<b>3 様式3 富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証基準</b> (感染症予防対策チェックシート)

**初めて認証を申請する店舗**  
次の添付書類の確認をお願いします。

**既に認証を受けている店舗**  
※ただし、営業許可証に変更や更新があった場合は添付してください。

チェック欄	書類名
	<b>4 添付書類</b> 次の(1)、(2)及び(3)の書類が全て必要となります。
<input type="checkbox"/>	(1) 申請時に有効な店舗ごとの食品衛生法に基づく営業許可証(写しで可)
<input type="checkbox"/>	(2) 本人確認書類(写し) ※法人の場合は代表者のもの (例) 運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真記載と所持人記入欄(住所記載)のページ)等 ⇒様式4に添付してください。(様式4に必要書類の例があります。)
<input type="checkbox"/>	(3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分) ※振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は当該法人の口座に限ります。) ⇒様式4に添付してください。

上記すべてに☑が入ったことを確認しました。

**※申請書類一式をコピー又は写真撮影し、お手元に保管してください。**



## 【記入方法の問合せ先】

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局

電話番号:076-444-5311

(受付時間:午前9時～午後5時(土日、祝日を除く))

令和 年 月 日

富山県知事 様

住 所 (法人にあつては主たる 事務所、 <b>個人事業主に あつては自宅の所在地</b> )	〒
申請事業者氏名 (法人名または 個人事業者名)	フリガナ
	名 称
	代表者役職
	フリガナ
申請書類の作成 担当者・連絡先 (日中の連絡先) ※不備があつた場合及び 現地調査の日程調整の 際にご連絡します。	代表者氏名
	フリガナ
	担当者氏名
	(電話)
	(携帯電話)
	(E-mail)
既に認証を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

## 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証申請書 (第2次募集)

次のとおり富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証及び認証応援金の支給を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。(応援金は1店舗1回限りです。既に認証済で  
応援金の交付を受けた場合は今回(第2次募集)は認証の更新のみで、応援金の交付の  
対象になりません。以下の記入は不要です。様式2、3は記入下さい。)

## 1 認証応援金申請額

(対象となる富山県内の申請店舗数)

店舗数  店 × 10万円 = 申請額  万円

## 2 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェック☑をお願いします。

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
法人番号 (法人のみ)		
振込先	銀行・金庫・組合 農協・漁協	本店・支店・出張所 本所・支所
	金融機関コード※1	支店コード※1
	店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入	預金種類 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/>
	口座番号※2	
	フリガナ 口座名義	

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

受付欄 (記入不要)

(記入いただいた情報は本飲食店認証及び応援金に関する業務にのみ  
使用します。)



富山県知事 様

## 誓 約 書

富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証及び認証応援金（以下「応援金」という。）に関して、次のとおり誓約します。

1. 富山県が定める「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準」に基づき、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しています。
2. 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度申請受付要項の内容を確認・順守しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
3. 認証に係る現地調査及びその他確認に要する連絡等に誠実に対応します。また、認証に係る立入検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。  
なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
5. 認証を受けた店舗の情報（名称や所在地、感染症予防対策の取組内容等）を公表することに同意します。
6. 申請内容に不正があるなど必要がある場合には、認証を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
7. 応援金の受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（応援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
8. 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、県厚生センター及び支所、富山市保健所、市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地、個人事業主にあつては自宅の所在地）

---

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

---

※氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。  
（ゴム印等は不可）







## 富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）（2/3ページ目）

店舗名

申請者 確認欄	チェック項目 ※認証の申請にあたっては、全ての項目：□にチェックされている必要があります。 ○は実施または該当する項目にチェックをしてください。	県確認欄
<input type="checkbox"/>	② 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないように対応している。 ※2時間程度を目安とする。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 大声での会話を控えるよう要請している。（声かけ又は掲示） <「実施している項目：○」について、チェックをしてください> <input type="radio"/> (ア) 従業員が、来店者に対し、大声での会話を控えるよう呼びかけている。 <input type="radio"/> (イ) 大声での会話を控えるよう掲示をしている。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ 「咳エチケットの徹底」を促す掲示をしている。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤ 個室を使用する場合は、常時換気を行っている。 ※換気状況は、「2. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおりである。	<input type="checkbox"/>
2. 施設・設備の衛生管理の徹底		
<input type="checkbox"/>	換気について、以下の①、②のいずれかの基準を満たしている。 <「該当する項目：○」について、チェックをしてください>	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/> 【特定建築物（※）】の場合 ※【特定建築物】とは、「建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）」で規制を受けている建物になります。 店舗が入っている施設が【特定建築物】に該当するか、施設管理者等に問い合わせ、管理状況等を確認の上、記載してください。 <input type="radio"/> ① 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認している。 満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。	CO <sub>2</sub> 濃度	
	ppm	
<input type="radio"/> 【特定建築物】以外の施設の場合 ② 次の(ア)、(イ)のいずれか（又は両方）を行っている。 <input type="radio"/> (ア) 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m <sup>3</sup> ）を確保している。 必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。 <input type="radio"/> (イ) 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分間に1回、5分間程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。 また、換気のため窓やドアを開放している旨、利用者に周知し、協力を要請している。		
	3. 従業員の感染予防	
<input type="checkbox"/>	従業員全員が、常に不織布マスクを着用し、休憩スペースでは、対面での食事や大声での会話を避ける。	<input type="checkbox"/>
4. 感染者発生に備えた対処方針		
<input type="checkbox"/>	国等が提供する濃厚接触通知アプリの利用の周知や利用方法の店頭掲示等を行っている。	<input type="checkbox"/>
5. カラオケ設備を有する場合		
<input type="checkbox"/>	次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たしている。 <「該当する項目：○」について、チェックをしてください> <input type="radio"/> (ア) カラオケ設備を有していない。 <input type="radio"/> (イ) カラオケ設備を有しているが、認証を受けている期間は、「使用しない」旨を店頭に掲示している。 <input type="radio"/> (ウ) カラオケ設備を使用する場合、「7. カラオケ設備を使用する場合」を満たしている。	<input type="checkbox"/>
6. 接待を伴う営業		
<input type="checkbox"/>	次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たしている。 <「該当する項目：○」について、チェックをしてください> <input type="radio"/> (ア) 接待を伴う営業を行っていない <input type="radio"/> (イ) 臨時に外から呼んできた者のみに接待をさせる営業を行っている店舗であるが、認証を受けている期間は、利用者に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示している。 <input type="radio"/> (ウ) 接待を伴う営業を行う場合、「8. 接待を伴う場合」を満たしている。	<input type="checkbox"/>

〈県記入欄〉

(確認者)

(確認日時)

月 日( )

:

~

:

※5で(ウ) または6で(ウ) を選んだ場合は3ページ目に続きます



## 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）（3/3ページ目）

店舗名：

申請者 確認欄	<p style="text-align: center;"><b>チェック項目</b></p> <p style="text-align: center;">※認証の申請にあたっては、全ての項目：□にチェックされている必要があります。 ○は実施または該当する項目にチェックをしてください。</p>	県確認欄
7. カラオケ設備を使用する場合（「5. カラオケ設備を有する場合」で（ウ）を選択した場合のみ回答）		
<input type="checkbox"/>	① 歌唱者にマスク着用を要請している。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	② デュエット、ダンス等の密接する場面や、掛け声や大声と一緒に歌う行為の自粛を要請している。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 歌唱する場所については、次の（ア）、（イ）のいずれか（又は両方）を満たしている。  <input type="radio"/> （ア）歌唱に際しては、対人間の距離を2m以上確保している。  <input type="radio"/> （イ）歌唱者と客席との間に、アクリル板等のパーティションによる仕切りを設置している。	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ マイクの消毒等については、次の（ア）、（イ）のいずれか（又は両方）を満たしている。  <input type="radio"/> （ア）マイクは、歌唱者毎に消毒液（消毒用アルコール等）で清拭している。  <input type="radio"/> （イ）テーブルに手指消毒用アルコールを設置し、マイクやリモコン等、他の人と共有するものに触れる前には手指消毒を促す掲示をしている。	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤ ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行っている。 特に高頻度接触部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベータのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等）の消毒対策を徹底している。	<input type="checkbox"/>
8. 接待を伴う場合（「6. 接待を伴う営業」で（ウ）を選択した場合のみ回答）		
<input type="checkbox"/>	① 利用者に、過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請している。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	② 利用者及び従業員に、対人距離を1m以上確保することを要請するか、またはアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置している。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 利用者の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは自粛している。実施せざるをえない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（2m以上）の確保を行う。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ 利用者同士のグラス（お猪口）の回し飲み、スプーンや箸等の食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤ フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。	<input type="checkbox"/>



## 添付書類 貼り付け用紙

## 添付書類4 (2) 本人確認書類 (写しで可)

## のりしろ

下記のうち、どれか1点を添付してください。

- (1) 運転免許証の写し (裏面記載がある場合は裏面も)
- (2) パスポートの写し (顔写真のページと所持人記入欄 (住所記載) のページ)  
※所持人記入欄がない場合、下記イの写しから1点追加してください。
- (3) マイナンバーカードの写し (表面 (顔写真のある面))

※ (1)、(2)、(3) がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点 (計2点)

- ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳 (氏名の記載のあるページ)
- イ 住民票 (発行後6ヶ月以内のもの)、国税・地方税の領収書、  
公共料金 (電気・水道) の領収書 (自宅住所のもの、ただし申請者名義に限る)

例：ア健康保険証の写し+ イ住民票の写し

## 添付書類4 (3) 振込口座と口座名義がわかる通帳の写し

## のりしろ

通帳表紙裏面 (口座番号・口座名義が書かれた部分) の写し

- ※ 振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。  
(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- ※ 様式1の口座と同じものに限りします。
- ※ 通帳の振込口座情報が記載されているページの見開き写しを貼付してください。  
(下記参照)
- ※ 当座預金口座や電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を「A4サイズ」で印刷して同封してください (この用紙にのりづけする必要はありません)。
- ※ キャッシュカードのコピーは不可

(銀行通帳の例)

口座名義 (カナ)	
銀行コード ○○○○	預金種類
店番 ○○○○	口座番号 ○○○○○○○○
○○銀行 ○○支店	

(ゆうちょ銀行の例)

記号 11960 番号 1234561
おなまえ (カナ氏名)
住所 〒○○○-○○○○
富山県○○市○○…
【店名】 一三三 (読み イチニサン)
【店番】 123 【預金種目】 普通貯金
【口座番号】 0123456



【記入方法の問合せ先】

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局  
 電話番号:076-444-5311  
 (受付時間:午前9時~午後5時(土日、祝日を除く))

記入例

富山県知事 様

個人事業主の場合は自宅住所を記入。  
 本人確認書類と一致させてください。

住 所 (法人にあつては主たる事務所、 <b>個人事業主にあつては自宅の所在地</b> )	〒930-8501 <b>富山市新総曲輪 1-7</b>
申請事業者氏名 (法人名または個人事業者名)	フリガナ <b>カブシキガイシャ レストランヤマ</b> 名 称 (株) レストランとやま
	代表者役職 <b>代表取締役</b>
	フリガナ <b>トヤマ タロウ</b> 代表者氏名 <b>富山 太郎</b>
申請書類の作成 担当者・連絡先 (日中の連絡先) ※不備があつた場合及び 現地調査の日程調整の 際にご連絡します。	フリガナ <b>タテヤマ イチロウ</b> 担当者氏名 <b>立山 一郎</b>
	(電話) <b>076-△△△-□□□□</b>
	(携帯電話) <b>090-△△△△-□□□□</b>
	(E-mail) <b>〇〇〇〇〇@△△. □□</b>
既に認証を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

日中連絡が取れる方のお名前と電話番号を記入してください。

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証申請書(第2次募集)  
 次のとおり富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証及び認証応援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。(応援金は1店舗1回限りです。既に認証済で**応援金の交付を受けた場合は今回(第2次募集)は認証の更新のみ対象になりません。**以下の記入は不要です。様式2、3は記入下さい)

申請される店舗数とそれに  
 応じた申請額を記入してください。

1 認証応援金申請額  
 (対象となる富山県内の申請店舗数)

店舗数 **2** 店 × 10万円 = 申請額 **20** 万円

2 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェックをお願いします。

個人事業主  
 の場合は  
 記入不要

事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
法人番号(法人のみ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
振込先	●●● ●●●● 銀行・金庫・組合 農協・漁協	●●●● ●●●● 本店 支店・出張所 本所・支所
金融機関コード*1	1 2 3 4	支店コード*1 1 2 3
店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入		預金種類 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/>
口座番号**2	1 2 3 4 5 6 7	
フリガナ 口座名義	カ) レストランヤマ トヤマタロウ (株) レストランとやま 富山 太郎	

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。 受付欄(記入不要)  
 ※2 口座番号(記入不要)

今回新規で申請される店舗のみ枠内の店舗数、申請額、振込先  
 情報を記入してください。



## テーブル・座席の配置のポイント

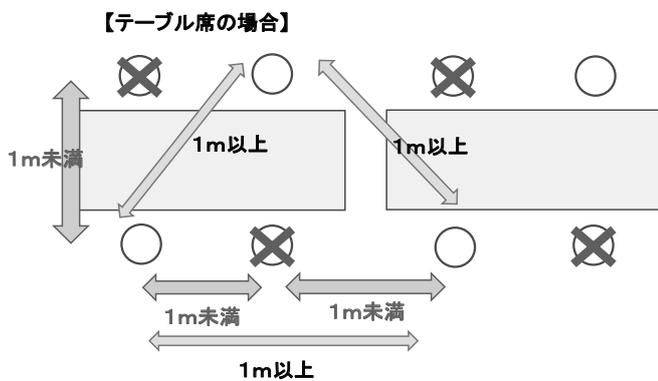
全てのテーブル・座席について、次のいずれかを満たすように配置してください。

- ・ アクリル板等を適切に設置する。(※アクリル板等の高さは、目を覆う程度以上であること。)
- ・ 間隔を、最低、1m以上確保できるように、座席を配置する。

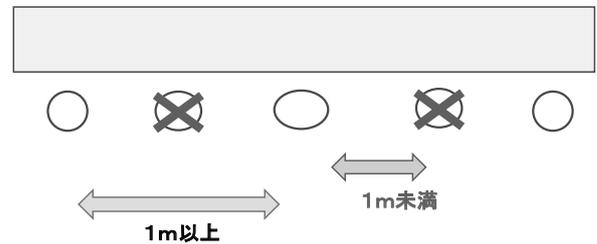
○ : 使用できる座席      ⊗ : 使用しない座席

### 間隔を空ける場合の例

『隣の席を使用しないよう呼びかける』や『座席を減らす』などにより、1m以上の間隔を確保してください。

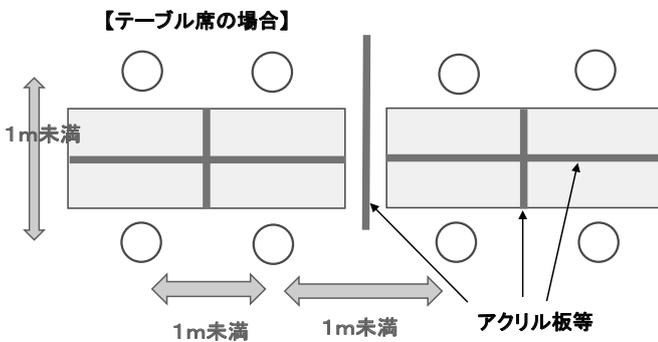


### 【カウンター席の場合】

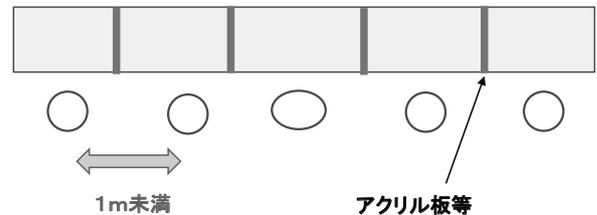


### アクリル板等を設置する場合の例

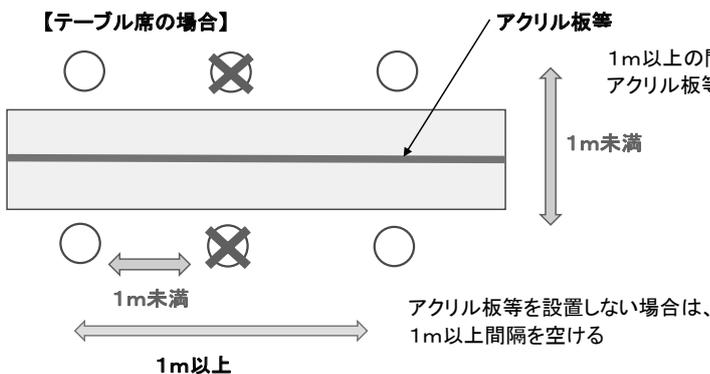
1m以上の間隔を確保できない座席の間には、アクリル板等を設置してください。



### 【カウンター席の場合】



### 間隔の確保とアクリル板等の設置を併用する場合の例



1m以上の間隔を確保できない席の間には、アクリル板等を設置

#### 飛沫感染防止用のアクリル板等を設置する場合の注意点

- ◎ 火気や照明器具の近くには設置しない。
- ◎ 消防設備等の障害や避難の支障となる位置には設置しない。
- ◎ 燃えにくい素材のものが望ましい。

